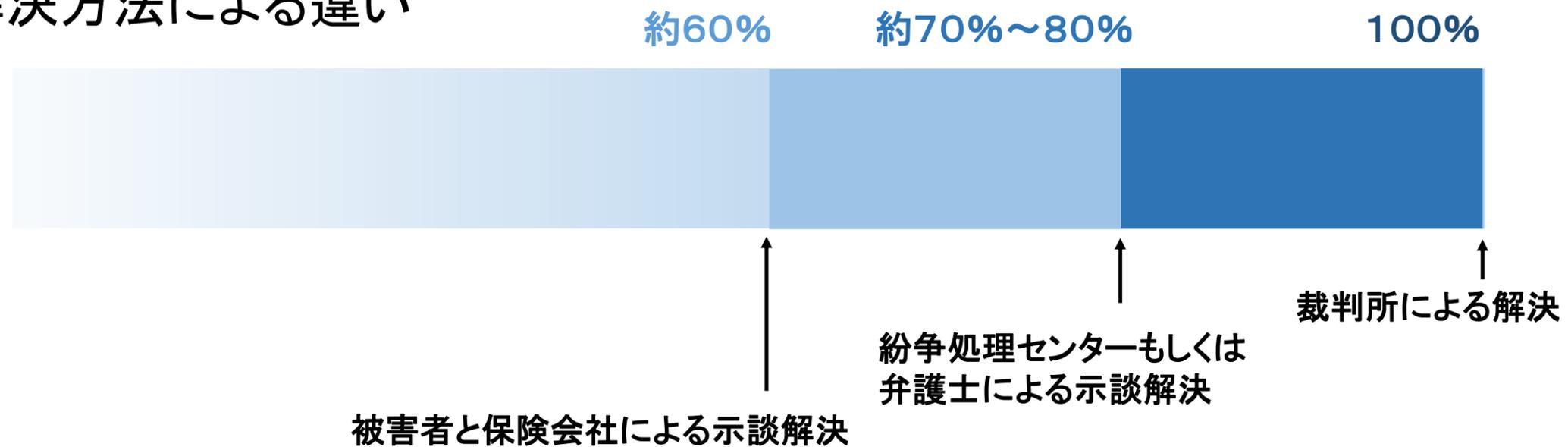


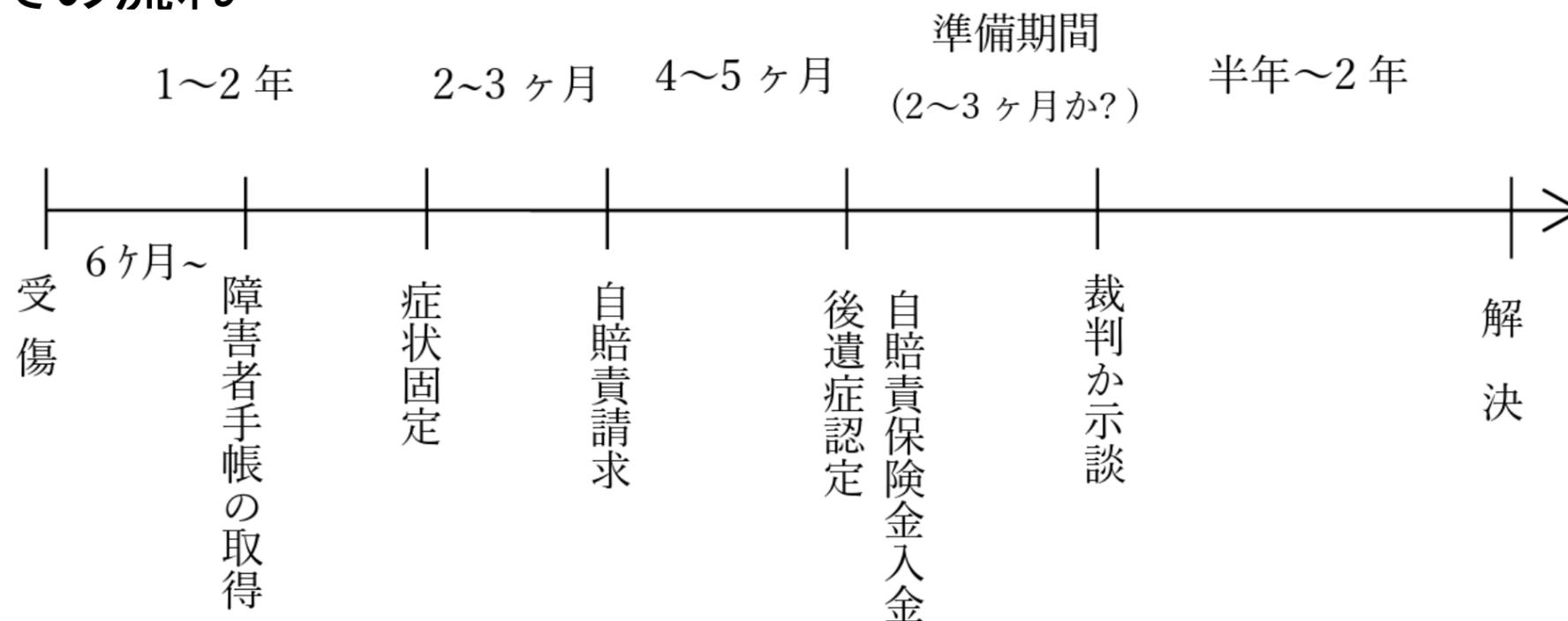
交通事故による高次脳機能障害患者の具体的な救済活動と法律上の手続

受傷から	1～4ヶ月	4ヶ月～	10ヶ月～	10ヶ月～2年	
	前期	安定期	中期・後期	症状固定	症状固定後
高次脳	①	②	③	④	⑤

■ 解決方法による違い



■ 賠償までの流れ



〈はじめに〉

- (1) 高次脳機能障害が正確に認定されるには、外側から見る事が出来ないことから、診断書を含めた各書面で正確に症状を伝えることが最も大切です。
- (2) 病状についての①の医師の診断はもちろん、日常の状態を正確に反映する必要がありますので、次のページの
「②の家族の報告」
「③④の職場や学校の報告」
が極めて重要となります。よく留意して下さい。

詳細について、次のページでご説明します

① 医師の正確で詳細な診断書の作成

高次脳機能障害を正確に判断出来る医療機関は極めて限られております。まず患者は、適切に高次脳機能障害を診断出来る医療機関に受診し、そこで後遺症の診断をしてもらう必要があります。

その場合でも、担当の医師に患者側から正確な情報を伝える必要があります。担当の医師の診療が、どうしても短時間に限定されるからです。

また、患者だけの受診は、患者に病識がない場合には、「患者が側からの正確な情報」が得られないばかりか、患者自身から病識が無い情報(自身に高次脳機能障害が存在していない等)が伝わって、医師の判断に影響を及ぼす場合があるので注意が必要です。この様な場合には、患者の家族の同席の上での受診が重要となります。

② 家族もしくは、同居人の具体的な状況説明書(日常生活状況報告)の添付

高次脳機能障害の患者は、外見からは病態が判断しにくい場合が極めて多いのが特徴です。

このような状況のままですと、高次脳機能障害の後遺症手続きについては、正確な判断が不可能となります。

自賠責においても「日常生活の状況報告」を家族に記載させているのは、実は家族や同居人が一番症状を認識しているからです。

このことは、この家族・同居人の報告こそが、極めて重要な判断理由であることの証明です。

この点につき、「日常生活の状況報告」のみで足りるのか、別のより詳細な文章を加える必要があるのか、加えるとすれば何をどのように記載するのかは、極めて重要なこととなります。

この記載についても、当事務所では患者側と十分な打合せを行っております。是非ご相談下さい。

③ 就労していたのであれば、職場での具体的な状況説明書の添付

④ 就学児童もしくは生徒であれば、学校の担任教師の具体的な状況説明書の添付

高次脳機能障害の患者が、勤労者であれば職場に復帰したり、また児童、学生であれば学校に復学したりすることは多く見受けられます。高次脳機能障害の方々も、一般の方と同様に日常生活を送るわけですから、当然に職場復帰、学校復帰があり得るでしょう。

とすると、②で述べた自宅での状況と同じように、職場や学校での生活状況、活動状況が問題となるのは当然です。更に詳しく言えば、②の自宅での生活よりも、第三者の証言となりますのでより信用性は高くなります。

ここでの詳細な報告もまた高次脳機能障害認定の重大な要素となります。

特に学校生活については、自賠責もこれを要求しております。また、職場についても、自賠責に詳細な報告を出すことで有意な結果が得られる場合があります。他方、裁判においては、いずれも必要となります。

問題は、理解が不十分なままで報告書を作成すると、高次脳機能障害自体が否定されることとなります。現にそのような実例も存在しております。

職場の担当の方や学校の先生に、医師や家族から十分な情報の伝達をなすことが不可欠です。この点についても十分ご相談下さい。

高次脳機能障害 自賠責保険後遺障害等級と労働能力喪失率

「自動車損害賠償保障法施行令 別表第1」

等級	介護を要する後遺障害	自賠責保険金(共済金)額	労働能力喪失率
第1級	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	4,000万円	100%
第2級	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	3,000万円	100%

「自動車損害賠償保障法施行令 別表第2」

等級	後遺障害	自賠責保険金(共済金)額	労働能力喪失率
第3級	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	2,219万円	100%
第5級	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	1,574万円	79%
第7級	神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	1,051万円	56%
第9級	神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	616万円	35%
第12級	局部に頑固な神経症状を残すもの	224万円	14%